

○東御市営住宅に関する条例

平成16年4月1日

条例第151号

改正 平成17年6月27日条例第20号
平成18年12月26日条例第48号
平成19年12月26日条例第35号
平成20年12月26日条例第45号
平成21年9月30日条例第19号
平成22年4月30日条例第11号
平成22年12月27日条例第23号
平成23年3月23日条例第9号
平成24年3月26日条例第8号
平成24年12月28日条例第33号
平成25年12月25日条例第36号
平成26年9月26日条例第26号
平成27年9月28日条例第28号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 公営住宅の整備基準（第3条の2）

第2章 市営住宅の管理（第4条—第41条）

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第42条—第48条）

第4章 法第45条第2項に基づく特定優良賃貸住宅としての活用（第49条—第53条）

第5章 駐車場の管理（第54条—第64条）

第6章 補則（第65条—第69条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特住法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の設置、整備基準、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 市が建設、買取り若しくは借上げを行い、低額所得者、中堅所得者等に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- （2）公営住宅 市営住宅のうち、法の規定に基づく国の補助に係る住宅及びその附帯施設をいう。
- （3）特定優良賃貸住宅 市営住宅のうち、市が特住法第18条の規定により建設した賃貸住宅及びその附帯施設をいう。
- （4）その他の住宅 市営住宅のうち、公営住宅、特定優良賃貸住宅以外の住宅及びその附帯施設をいう。
- （5）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第1条に規定する施設、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成5年政令第255号）第1条第2号及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特住法施行規則」という。）第19条に規定する施設その他市長が別に定める施設をいう。

- (6) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (7) 公営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (8) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。

（設置、名称及び位置）

第3条 市に市営住宅及び共同施設を置く。

2 市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第1章の2 公営住宅の整備基準

（整備基準）

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。
- (2) 安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって利用しやすいものとなるように整備すること。
- (3) 建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める整備基準

第2章 市営住宅の管理

（入居者の公募の方法）

第4条 市長は、市営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法等によって行うものとする。

- (1) 公告
- (2) テレビジョン
- (3) 広報紙

(4) 市のホームページ

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による、住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げ（法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げをいう。以下同じ。）に係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 政令第5条各号に掲げる事由
- (6) 居住の安定を図るため、特に市長が必要と認めた事由

(入居者の資格)

第6条 公営住宅及びその他の住宅のうち別表の単独住宅等（以下「公営住宅等」という。）に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する被災者等にあつては第3号及び第6号）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えない者であること。

ア 入居者が身体障害者である場合等 214,000円

イ 公営住宅等が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。

(5) 市税等を滞納していない者であること。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 特定優良賃貸住宅に入居できる者は、自ら居住するための住宅を必要とする者のうち第1項第3号から第6号まで及び特住法施行規則第26条に掲げる条件を具備する者とする。

5 その他の住宅（別表の単独住宅等を除く。）に入居できる者の資格については、市長が別に定める。

6 第1項第2号アに規定する「入居者が身体障害者である場合等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 第2項第2号に該当する者

イ 第2項第3号に該当する者

ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる場合

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる公営住宅等に入居しようとする者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第6号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者の資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者（以下「入居申込者」という。）を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該公営住宅への入居を決定した者に対し、当該公営住宅の借上げに係る契約の期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

（入居者の選考）

第9条 市長は、入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居し著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選によって入居者を決定しなければならない。

3 市長は、第1項各号のいずれかに該当する入居申込者で、第5条に規定する事由にかかわるものその他公開抽選により難しい実情があると認めるものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。

（入居補欠者）

第10条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に指定期日（次条第1項又は第2項に規定する期日をいう。）内に入居しないとき又は入居を辞退したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

（入居の手続）

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

（1） 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する誓約書を提出すること。

（2） 第18条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長に申し出て、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、市長に申し出て特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（同居の承認）

第12条 公営住宅等の入居者は、当該公営住宅等への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、公営住宅等の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超える場合

(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 前項の場合のほか、市長は、市営住宅の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない。

(入居の承継)

第13条 公営住宅等の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅等に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により引き続き居住を希望する者（同居者を含む。）が暴力団員であるときには、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第14条 公営住宅等の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、公営住宅等の入居者からの収入の申告がない場合において、第35条

第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅等の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅等の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が定める。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。
- 4 特定優良賃貸住宅の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃との均衡を考慮して市長が定める。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特定優良賃貸住宅の家賃を変更することができる。
 - (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
 - (2) 近傍同種の民間賃貸住宅の家賃と比較して不相当となったと認めるとき。
 - (3) 特定優良賃貸住宅を改良したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- 6 その他の住宅（別表の一般住宅に限る。）の家賃は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃との均衡を考慮して市長が定める。
(収入の申告等)

第15条 公営住宅等の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を公営住宅等の入居者に通知するものとする。
- 4 公営住宅等の入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。
(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減額、免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減額、免除又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 公営住宅等の入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

- (2) 公営住宅等の入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 公営住宅等の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

2 市長は、特定優良賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため必要と認めるときは、特定優良賃貸住宅の家賃の減額をすることができる。

(家賃の納付)

第17条 市長は、市営住宅の入居者から第11条第5項の入居可能日から当該市営住宅の入居者が市営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日若しくは第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しのあった日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 市営住宅の入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までに、その月分を納入しなければならない。
- 3 新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。
- 4 市営住宅の入居者が第40条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第18条 市長は、入居決定者から入居時における3箇月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、第16条第1項各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減額、免除又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減額、免除又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には、利子をつけない。

(敷金の運用等)

第19条 市長は、敷金を金融機関への預金その他安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等市営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕費用に関しては、別に定めるものとする。

3 市営住宅の入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、市営住宅の入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(市営住宅の入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、市営住宅の入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道等の使用料

(2) 汚物及びごみ等の処理に要する費用

(3) エレベーターの使用、共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持及び運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(市営住宅の入居者の保管義務等)

第22条 市営住宅の入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 市営住宅の入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、市営住宅の入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第23条 市営住宅の入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第24条 市営住宅の入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。

第25条 市営住宅の入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第26条 市営住宅の入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第27条 市営住宅の入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 市営住宅の入居者は、第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した公営住宅等の入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅等に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第3項の規定により認定した公営住宅等の入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅等に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 公営住宅等の入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば、当該認定を更正する。

(収入超過者の明渡し努力義務)

第29条 前条第1項の規定により収入超過者として認定された公営住宅等の入居者（以下「収入超過者」という。）は、公営住宅等を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第30条 収入超過者は第14条第1項の規定にかかわらず、収入超過者としての認定に係る期間（当該収入超過者が期間中に公営住宅等を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該公営住宅等を明け渡した日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第31条 市長は、第28条第2項の規定により高額所得者として認定された公営住宅等の入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、当該公営住宅等の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅等を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 公営住宅等の入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

- (2) 公営住宅等の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 公営住宅等の入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 高額所得者は第14条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、高額所得者としての認定に係る期間（当該高額所得者が期間中に公営住宅等を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該公営住宅等を明け渡した日までの間）については、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅等を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅等の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は、第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条の規定は、第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第33条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、公営住宅等の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間の通算)

第34条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第37条の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減額、免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減額、免除若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡し請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅等の入居者の収入の状況について、当該公営住宅等の入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(公営住宅建替事業による明渡し請求等)

第36条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、除却しようとする公営住宅の入居者に対し期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第32条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「公営住宅の入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第37条 公営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業による家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第40条 市営住宅の入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 市営住宅の入居者は、第27条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、市営住宅の入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第41条 市長は、市営住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該市営住宅の入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

- (4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 第12条第1項、第13条第1項及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに当該市営住宅の入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、当該公営住宅の入居者に対して借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第42条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行

うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で公営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

(使用手続)

第43条 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより公営住宅の使用目的、使用期間その他当該公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに公営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第44条 第42条第1項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 社会福祉法人等が、社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第45条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第17条から第27条まで、第36条、第40条及び第62条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅の入居者」又は「公営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第11条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第46条 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第47条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、公営住宅の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく特定優良賃貸住宅としての活用

(使用許可)

第49条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅その他の特住法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第50条 市長は、公営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあつては、当該公営住宅を特住法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者の資格)

第51条 第49条の規定により、公営住宅を使用することができる者の資格については、第6条第4項の規定を準用する。

(家賃)

第52条 第49条の規定による使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については、第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第49条の規定による公営住宅の使用については、第50条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第16条から第27条まで、第35条から第41条まで及び第66条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減額、免除若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減額、免除若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

(目的)

第54条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理は、この章に定めるところにより行わなければならない。

(使用許可)

第55条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第56条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者若しくは同居者又は第42条第1項の許可を受けた社会福祉法人等であること。
- (2) 市営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第41条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第57条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第58条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、市営住宅の入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別の事情がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第59条 第57条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならないものとする。

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。

(2) 第62条に定める保証金を納付すること。

- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第60条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減額、免除又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第62条 市長は、駐車場の使用決定者から3箇月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減額、免除又は徴収の猶予をすることができる。

3 第18条第3項及び第4項並びに第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、第18条第3項中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

第63条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第56条に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第63条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第64条 駐車場の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第17条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「第11条第5項の入居可能日」

とあるのは「第59条第4項の使用開始日」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第65条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう市営住宅の入居者に必要な指導をするものとする。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指導を受けて、修繕すべき箇所の報告等、市営住宅の入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、別に定める。

(立入検査)

第66条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は市営住宅の入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第67条 市営住宅の入居者が詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(協力依頼)

第68条 市長は、この条例の規定に基づき、市営住宅に入居し、若しくは同居しようとする者又は市営住宅の入居決定者、入居者若しくは同居者が暴力団員でないことを確認するために必要があると認めるときは、関係機関に対し、それらの者に関する情報の提供をし、又は提供を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第69条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町営住宅管理条例（平成9年東部町条例第29号）又は北御牧村営住宅管理条例（平成9年北御牧村条例第40号）（次項において「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお、合併前の条例の例による。

(公営住宅法施行令の一部改正に伴う経過措置)

4 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正後の政令（以下「新令」という。）第2条の規定は、平成21年度以降の年度の公営住宅等の毎月の家賃の算出について適用し、平成20年度の公営住宅等の毎月の家賃の算出については、なお従前の例による。

5 平成21年4月1日現に公営住宅等に入居している者で新令第2条の規定による公営住宅等の毎月の家賃の額（以下この項において「新家賃額」という。）が同日前の最終の公営住宅等の毎月の家賃の額（以下この項において「旧家賃額」という。）を超えるものの次の表

の左欄に掲げる年度の公営住宅等の毎月の家賃は、新令第2条の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

6 平成21年4月1日前に公営住宅等の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第6条第1項第2号のアからウまでに定める金額については、新令第6条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。第5条各号に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅等の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅等の入居の申込みをした者に係る第6条第1項第2号のアからウまでに定める金額についても、同様とする。

7 次に掲げる者に係る第28条第1項及び第2項の規定による収入の基準並びに第30条第1項及び第2項の規定による毎月の家賃の額の算出方法については、平成26年3月31日までの間は、新令第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成21年4月1日現に市営住宅等に入居している者

(2) 平成21年4月1日前に第37条の規定による入居の申出又は法第44条第3項の規定による市営住宅等の用途の廃止の場合における入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込みをした者

附 則 (平成17年6月27日条例第20号)

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月26日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から3月を超えない範囲で規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第1号で平成19年2月1日から施行)

(東御市特定優良賃貸住宅管理条例の廃止)

2 東御市特定優良賃貸住宅管理条例(平成16年東御市条例第152号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による廃止前の東御市特定優良賃貸住宅管理条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の東御市営住宅管理条例(以下「新条例」という。)の相当規定に基づきなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現にその他の住宅に入居している者については、新条例の規定に基づき入居した者とみなす。

5 施行日の前日までに、前項に規定する者が納付した敷金については、新条例の規定に基づき納付された敷金とみなす。

附 則(平成19年12月26日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第45号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第6条第1項及び第14条第1項の改正規定並びに附則に4項を加える改正規定中附則第4項に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月30日条例第11号)

この条例は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年12月27日条例第23号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の日の前日までになされている同条の規定による改正前の東御市営住宅管理条例に規定する伊勢原団地に係る入居の決定その他の手続きは、同条の規定による改正後の東御市営住宅管理条例に規定する旧伊勢原団地に係る入居の決定その他の手続きとみなす。
- 3 第1条の規定の施行の日の前日までの同条の規定による改正前の東御市営住宅管理条例に規定する伊勢原団地の入居者の家賃に関する同条例の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定の施行の日の前日までの同条の規定による改正前の東御市営住宅管理条例に規定する旧伊勢原団地の入居者の家賃に関する同条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成24年規則第19号で平成24年10月20日から施行）

（経過措置）

2 第1条の規定の施行の日の前日までになされている同条の規定による改正前の東御市営住宅管理条例に規定する常田団地又は伊勢原団地に係る入居の決定その他の手続きは、同条の規定による改正後の東御市営住宅管理条例に規定する旧常田団地又は常田団地に係る入居の決定その他の手続きとみなす。

3 第1条の規定の施行の日の前日までの同条の規定による改正前の東御市営住宅管理条例に規定する常田団地及び伊勢原団地の入居者の家賃に関する同条例の規定の適用については、なお従前の例による。

4 第2条の規定の施行の日の前日までの同条の規定による改正前の東御市営住宅管理条例に規定する旧常田団地の入居者の家賃に関する同条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月28日条例第33号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第36号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年9月26日条例第26号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 公営住宅

名称	位置
日向が丘団地	東御市海善寺
瓜田団地	東御市県

田中団地	東御市県
田中中央団地	東御市田中
常田団地	東御市常田
島川原住宅団地	東御市島川原
切久保住宅	東御市下之城
大日向住宅団地	東御市大日向
御牧原住宅団地	東御市御牧原
本下之城住宅	東御市下之城
羽毛山住宅団地	東御市羽毛山

2 特定優良賃貸住宅

名称	位置
政所住宅	東御市大日向

3 その他の住宅

(1) 単独住宅等

名称	位置
瓜田住宅	東御市県
姫子沢住宅	東御市祢津

(2) 一般住宅

名称	位置
大日向住宅	東御市大日向

グリーンハイム布引	東御市布下
グリーンハイム島川原	東御市島川原